

安全保障理事会決議 2282 (2016)

2016年4月27日、安全保障理事会第7680回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際連合憲章の目的および原則に基づいて、

安保理諸決議 1645 (2005)、1646 (2005) および 1947 (2010) を再確認し、並びに安保理諸決議 2171 (2014)、1325 (2000) およびその後の安保理諸決議並びに 2250 (2015) および安全保障理事会議長の諸声明 S/PRST/2001/5、S/PRST/2011/4、S/PRST/2012/29 並びに S/PRST/2015/2 を想起し、そして総会諸決議 A/69/313、A/70/6 および A/70/1 を想起し、

平和活動に関するハイレベル独立パネルの報告書 (A/70/95-S/2015/446) および 2015年6月17日の平和活動に関するハイレベル独立パネルの勧告の実施に関する事務総長報告書 (A/70/357-S/2015/682) 並びに決議 1325 (2000) の実施に関するグローバル・スタディの結果を提出している 2015年9月17日の事務総長報告書 (S/2015/716) に留意し、またそれらを先に進めることにおける一貫性、相乗作用および相補性を奨励し、

開発、平和と安全、および人権が結びつけられまた相互に強化していることを認識し、

国際連合憲章に従った、国際の平和および安全の維持に対する安保理の主要な責任を再確認し、

武力紛争により引き起こされた高い人的損失および苦しみを深く懸念し、また世界が現在直面している著しい数の同時の安全上のまた人道的危機を、そしてこのことが国際連合制度の資源に置いている過大な負担を認識し、

戦争の惨害から将来の世代を救うという連合国の人民の決意を想起し、国際連合憲章の目的および原則に従って世界中に公正なそして永続的な平和を確立するという決意を更に想起し、

専門家の諮問グループ報告書から得られたように「平和の持続」は、紛争の発生、段階的拡大、継続および再発を防止すること、根本原因に対処すること、敵対行為を止める紛争当事者を支援すること、国民和解を確保することそして回復、復興および開発に向けて動くことを目的とした活動を網羅する、住民のあらゆる階層の必要性が考慮されることを確保しつつ、社会の共通のビジョンを構築するための目標と過程として広く理解されるべきであることを認識し、そして平和の持続は、政府およびその他の国の全ての利害関係者により遂行されることが必要な共有の任務であり責任であることまた紛争の全ての段階でのそしてその全ての局面での国際連合関与の三つの柱全てを通して行き渡るべきであること、そして持続的な国際の注意と援助を必要とすることを強調し、

平和の持続のための優先事項、戦略および活動を特定すること、駆り立てることそして指示することにおける国の政府や当局の主要な責任を再確認し、そしてこれに関連して、全てを含むことが、社会のあらゆる階層の必要性が考慮されることを確保するために、国の平和構築過程と目標を先に進めることに対する鍵であることを強調し、

市民社会が、平和の持続の取組を先に進めることにおいて重要な役割を果たすことができることを強調し、

普遍的なそして変革する持続可能な開発目標と具体的目標の包括的な、遠大なまた人々中心の一揃いを採択した、「私たちの世界を変革すること：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と表題のついた、総会決議 A/70/1 を想起し

特に紛争予防と対処すること、その根本原因、国際的なまた国内のレベルでの法の支配を強化すること、そして持続的なまた持続可能な経済成長、貧困根絶、社会開発、持続可能な開発、包括的な対話と仲介を通じたものを含む国民和解と統一、司法と移行期司法に対するアクセス、説明責任、良い統治、民主主義、責任ある制度、ジェンダー平等、そして人権と基本的自由の尊重と保護を通じた平和の持続に対する包括的な対処方法の重要性を強調し、

平和構築は、紛争の発生、段階的拡大、再発または継続を防止することを目的とした本質的に政治過程であることを認識した平和構築は、広範囲に及ぶ政治的な、開発の、そして人権の計画および制度を網羅することを更に認識し、

国際連合の内外の、その各々の職務権限と国際連合憲章に適合した、関連した政治的な、安全上のそして開発の関係者の中の、統合されたまた一貫した対処方法は、平和を持続することに対して決定的であり、また人権に対する尊重を改善すること、ジェンダー平等を先に進めること、女性と青年の地位と能力を向上させること、法の支配を強化すること、貧困を根絶すること、制度を構築することそして紛争の影響を受けた諸国の経済開発を先に進めることによって不可欠であることを認識し、

国際的な平和構築取組に戦略的な対処方法と一貫性をもたらす、専門の政府間諮問機関としての平和構築委員会の活動を歓迎し、そしてその全ての国別会合および会議において行われた価値ある活動を認識し、

平和を維持しそして紛争の発生、段階的拡大、継続および再発を防止する諸国を支援するために適切な、予測可能なまた持続的な資金調達をもつための国際連合平和構築の努力の必要性を認識し、

紛争の影響を受けた諸国における平和を維持するための活動に対して資金を提供することにおける、そして国際連合システム内および国際連と国際金融機関との間の戦略的提携を先に進めることにおける、」反応を促進する、迅速な対応のそして柔軟な事前に配置された運用基金としての平和構築基金により着手された貴重な活動を歓迎し、

資金の透明性、説明責任および適切な監視を確保する必要性に考慮しつつ、リスクを共有し平和構築努力の影響を最大化するため、国際連合、二国間や国際的な資金供与者、多数国間金融機関および民間部門の間の戦略的なパートナーシップ、運用基金および公的・民間両方からの資金動員の重要性を認識し、

平和の持続の課題の規模と本質が、国の優先事項と政策を考慮しつつ、国際連合、国の政府および国際的な、地域的なそして準地域的な機構、国際金融機関、市民社会組織、女性の集団、青年の組織および民間部門を含む、その他の主要な利害関係者との間の緊密な戦略的および業務上のパートナーシップを求めていることを認識し、

平和の持続のための包括的戦略に対する平和維持活動の貢献を歓迎しそして、平和維持要員と平和

維持ミッションが平和構築に対して行う貢献に感謝しつつ留意し、

国際連合憲章第 8 章に従った、地域的および準地域的機構との国際連合の協力が、紛争の発生、段階的拡大、継続および再発の防止に貢献することに対して決定的であることをくり返し表明し、

平和構築における女性の重要な役割を再確認しそして紛争を予防し、解決しまた再建するための取組に女性の完全なまた意味のある関与とそれらの取組の有効性と長期の持続可能性との間の本質的な結び付きに留意し、また平和と安全の維持と促進に対するあらゆる取組における女性の平等な参加の重要性、そして紛争予防および解決並びに平和構築に関する意志決定における女性の役割を増やす必要性を、これに関連して、強調し、

青年が、紛争の予防および解決においてまた平和維持と平和構築努力の持続可能性、包括性および成功の主要な側面として、果たすことができる重要な役割を再確認し、

1. 「平和の持続の課題」と表題のついた平和構築構造の再検討に関する専門家諮問グループの価値ある情報を歓迎する。

2. 平和の持続は、国際連合憲章に規定されたような、その職務権限に適合する、総会、安全保障理事会および経済社会理事会の間の一貫性、持続的な関与並びに調整を必要とすることを強調する。

3. そのことにより平和の持続の責任が、政府およびその他の全ての国内の利害関係者により広く共有される、平和構築における国の主体的取組と指導力の重要性を再確認し、そして社会の全ての階層の必要性が考慮されることを確保するため包摂性の、これに関連した、重要性を強調する。

4. 政府間諮問機関としての平和構築委員会の主な目的を含む、安保理決議 1645 (2005) を再確認し、またこれに関連して、以下の任務を遂行する平和構築委員会の重要性を強調する。

(a) 平和の持続に対して、持続的な国際的な注意をもたらすこと、そしてその同意を得て、紛争により影響を受けた諸国に対し政治的随伴物や政策提言を提供すること。

(b) 治安、開発および人権は、緊密に結びつけられそして相互に補強していることに留意しつつ、平和構築に対する統合された、戦略的また一貫した対処方法を促進すること。

(c) これらの機関の各々の権能および責任に沿って、平和構築の必要性と優先事項に関する助言を共有することにより、国際連合の主要機関や関連組織の中の橋渡しの役割を務めること。

(d) 自らの調整を改善するため勧告や情報を提供し、制度構築に関するものを含む平和構築における良い実践を策定しそして共有しまた平和構築に対する予測可能な資金調達を確保するため、加盟国、国の当局、国際連合ミッションおよび国別現地チーム、国際的な、地域的なまた準地域的な機構、国際金融機関、市民社会、女性の集団、青年組織および、関連する場合には、民間部門と国内人権機関からのものを含む、国際連合内外の全ての関連する関係者を招集するプラットフォームとして務めること。

5. 平和構築委員会に対し、その組織委員会を通して、その委員長と副委員長の継続性を改善し、国および地域のレベルでの開発に関するその焦点を高め、そしてその加盟国によるより一層の関与を助長するため、その暫定手続規則を再検討することを奨励し、また平和構築委員会に対し、その組織委員会を通して、以下のものを含んで、平和の持続を支援してその効率性と柔軟性を高めるその活動方法の多様化を審議することを更に奨励する。

(a) 安保理決議 1645 の関連規定に従って委員会に付託された、関係国の要請に基づいて適用されることになる、その国別会合に対して選択肢を提供すること。

(b) 平和の持続に関連する地域的なまた分野横断的な問題を審議することをそれに可能にすること。

(c) 平和構築基金と平和構築委員会との間の相乗作用を高めること。

(d) 関連する利害関係者とのより緊密な関与を促進するためその毎年の会期を使用することを続けること。

6. 全てのその活動にジェンダーの視点を統合するという平和構築委員会への安保理の呼びかけを

再確認する。

7. 平和構築委員会に対し、その年次報告書にその作業方法と暫定手続規則に関する安保理の本決議の諸規定の実施における進展についての情報を含めることを要請する。

8. 決議 1645 に従って、平和構築委員会との強力な調整、一貫性そして協力の重要性を認め、そしてこれに関連して、平和維持活動と特別政治ミッションの職務権限の形成、再検討および縮小において反映されている平和の持続のために要求される長期の見方で支援することを含めて、平和構築委員会の具体的な、戦略的なまた対象を特定した助言を、定期的に要請し、審議しそして利用する安保理の意図を表明する。

9. 国際連合ミッションの職務権限と移行に関連する主要な合意が、国際連合、国の政府および当局、並びにその他の関連する利害関係者との間で合意された場合、平和構築委員会の助言を利用することの重要性を強調する。

10. 国際連合の平和と安全の取組および国連の開発、人権と人道的活動との間の一貫性と補完性を促進することを支援する対話の強化を通じたものを含めて、自らの各々の職務権限に従って、経済社会理事会と平和構築委員会との間の緊密な協力の重要性を強調し、そして平和構築委員会に対し、適切な場合には、関連する経済社会理事会の下部機関の専門知識に頼ることを奨励する。

11. 人権理事会の普遍的定期的審査過程に参加している国際連合加盟国に対し、適切な場合には、平和構築の人権の側面を考慮することを奨励する。

12. 治癒と和解の促進を含む移行期司法、その改革を通じたものを含めて、専門的な、説明責任のあるそして効果的な治安部門、および動員解除と武装解除から社会復帰への移行を含む、包摂的で効果的な動員解除、武装解除および再統合計画に対する包括的な対処方法は、貧困根絶、法の支配、司法と良い統治へのアクセスを促進しつつ、合法的な国家権限を更に拡大しつつ、そして紛争に陥ることまたは紛争が再発することから諸国を予防しつつ、平和と安定の定着にとって決定的に重要であることを強調する。

13. 効果的な平和構築は、国際連合システム全体に関与しなければならないことを認識し、そしてこれに関連して、紛争の影響を受けた諸国におけるその長期の関与および、適当と認められる場合に、地域的なまた準地域的な機構と協力や調整をして、国際連合システムを通じた共同分析と効果的な戦略的計画立案の重要性を強調する。

14. 国際連合の国別活動における効果的なまたすぐに応答する指導力が、平和の持続のための共通の戦略をめぐる国際連合システムをまとめることにおいて果たすことができる重要な役割を強調し、そしてこれに関連して、決定的に重要である平和構築任務の提供においてより一層の有効性と効率性を確保することにおける、国際連合ミッション、国際連合国別現地チーム、および国の、地域のそして国際的な開発関係者の中のものを含む、より一層調整された、一貫したそして統合された平和構築努力の必要性を強調する。

15. 平和構築支援事務所は、活性化されるべきことを強調し、そして平和構築支援事務所が、一貫した制度全体の行動を促進しまた平和の持続のためのパートナーシップを支援するため国際連合システムの専門知識を結びつけつつ、平和構築委員会を支援し、国際連合システムのその他の部分との相乗効果を増しそして事務総長に対して戦略的助言を提供するため、事務総長の十分な支持が必要であることを強調する。

16. 開発は、本質的に中心的目標であることを認識し、特に経済的開発と貧困撲滅を通じた、平和構築に対する国際連合開発システムの重要な貢献を認識し、その各々の職務権限に従った、そして開発のための国際連合業務活動の全体に関わる枠組を通じたものを含めて、紛争により影響を受けた諸国の国の主体的取組と優先事項を尊重した、国際連合国別現地チームを通じた現場でのまた国際連合本部でのその目的のための協力と調整を強化することを続ける必要性を強調する。

17. 機関、基金および計画の現在の能力の再検討を進めることを国際連合開発グループに要請する、事務総長の決定に留意し、そして特に平和の持続に関連する国際連合の能力を高めることに対して貢献しているその所見に期待する。

18. 平和の持続の課題の規模と本質は、国の政府、国際連合、および国際的な、地域的なそして準地域的な機構、国際金融機関、地域的なまたその他の開発銀行、市民社会組織、女性集団、青年組織並

びに関連する場合には、民間部門を含む、その他の主要な利害関係者との間の緊密な戦略的なまた業務的なパートナーシップを通して応じられることができることを強調し、そして平和構築委員会に対し、平和構築委員会の年次会期の枠組におけるものを含めて、持続可能な平和を促進するため主要な利害関係者と定期的な交流と共同活動のための選択肢を検討することを奨励する。

19. 平和構築における協力と調整を改善し、相乗作用を増しそしてそのような取組の一貫性と補完性を確保するため、国際連合およびアフリカ連合を含む、関連する地域的なまた準地域的な機構との間のパートナーシップと協力の重要性を強調し、そしてこれに関連して、平和構築委員会に対し、関連する地域的なまた準地域的な機構との定期的な意見交換をすることを促し、そして平和構築支援事務所とアフリカ連合委員会のような地域的なまた準地域的な機構の関連機関との間の定期的な交流、共同活動そして情報共有を奨励する。

20. 事務総長に対し、以下のことを行うために、紛争の影響を受けた諸国において国際連合－世界銀行共同作業を強化するための選択肢を探究することを要請する。

(a) 国の優先事項に沿ってまた国の主体的取組の原則により強調された、経済成長、外国投資および雇用創出を可能にする環境を創造することにおいて、また国内資源の動員と効果的な使用において、要請に基づいて、そのような諸国を支援する。

(b) 資源を結集し、そして持続可能な平和を促進するため、その地域のまた国の戦略と連携する。

(c) 資源を共同利用し、リスクを共有しまた緩和しそして平和を持続することの影響を最大化するため、世界銀行、多数国間および二国間の資金供与者並びに地域的な関係者を呼び集めている拡張された資金調達プラットフォームの創設を支援する。

(d) 優先的な平和構築分野に関する定期的な交流を可能にした奨励する。

21. 紛争予防、解決および平和構築における女性の指導力と参加の重要性を強調し、紛争の予防と解決、また平和を持続することに関連するあらゆる議論におけるジェンダー関連問題の審議のために国内の、地域的なそして国際的な機関や制度におけるあらゆる意思決定レベルにおける女性の代表を増や

す継続している必要性を認識する。

22. 事務総長に対し、ジェンダーに敏感なそして対象を特定した計画の提供を通したものの、平和構築における女性の有意義な参加の強化、女性組織の支持を通したものまた業績の監視、追跡および報告を通したものを含めて、平和構築のジェンダーの次元を促進することを奨励する。

23. 加盟国および関連する国際連合機関並びに組織に対し、関連する場合には民間部門とのパートナーシップにおけるものを含めて、青年の能力と技能を高め、そして平和の持続に積極的に貢献する青年の雇用を創り出すであろう、政策を創造することを通した平和構築取組に青年の有意義なまた包括的な参加を増やす方法を考慮することを求め、そしてこれに関連して、事務総長と平和構築委員会に対して、平和構築に青年を関与させる方法を、その勧告に含めることを要請する。

24. 金銭でない拠出が平和構築の取組において果たすことができる重要性にもまた留意すると同時に、拠出金の増加および主要な利害関係者とのパートナーシップの強化を通したものを含めて、国際連合平和構築活動に対する予測可能なまた持続的な資金調達の可能性を強調する。

25. 平和構築基金に対して為された拠出を歓迎し、これに関連して専門家諮問グループ報告書における提案に留意し、そして伝統的でない資金供与者とその他の関係者を含む、全ての加盟国に対し、同基金に対する複数年の公約を行う実践を利用することによるものを含めて、同基金への自発的拠出金を行うことを考慮することを促す。

26. 平和構築活動の安定と継続性を支援するため、ミッションの移行と縮小の期間中を含めて、関連する国際連合平和維持活動および特別政治ミッションの平和構築部門に適切な資源を提供することの重要性を認識する。

27. 平和構築の文脈における女性の特別の必要性に対処し、ジェンダー平等を前進させ、そして女性をエンパワーする活動のための資源の動員を強化することの重要性を強調する。

28. 「平和構築と平和の持続」と表題のついた議題を総会の第 71 会期の議事日程に含めるという総会の決定に留意する。

29. 「平和構築と平和の持続」という議事日程議題の下で、総会の第 72 会期に、着手された取組および平和を持続することに関する国際連合活動を強化する機会についての総会のハイレベル会合を、総会議長により決定される日時と方式で、招集するという総会の決定に留意する。

30. 事務総長に対し、「平和構築と平和の持続」に関するハイレベル会合の少なくとも 60 日前に、以下の分野におけるものを含む、本決議の実施に対する取組について、総会の第 72 会期に報告することを招請する総会の決定に留意する。

(a) 国際連合システムを通じた強化された戦略的計画立案を含む、平和の持続に向けた国際連合システム内の運用上のまた政策の一貫性を強化すること。

(b) 平和を持続するための取組に関する、本部でのまた現場での、国際連合内部の指導力、能力および説明責任を改善すること。

(c) ミッションの移行を改善するため、国際連合関与の異なる段階を通して、関連する平和構築計画、上級指導者および適切な場合には要員の一貫性を確保すること。

(d) 国際連合と国際的な、地域的なそして準地域的な機構、国際金融機関および市民社会組織を含む、主要な利害関係者との間のパートナーシップを強化すること。

(e) 加盟国の審議のために持続可能な資金調達を確保することを目的とした、分担金および自発的拠出金を通じたものを含馬手、国際連合平和構築活動専門の資金調達を増加すること、再構成することそしてより良く優先順位を付けることに関する選択肢を提供すること。

(f) 加盟国の審議のためミッションの移行および縮小期間中を含めて、国際連合国別現地チームの平和構築活動、および国際連合平和維持活動と特別政治ミッションの平和構築部門の適切な資源を提供するための選択肢を提供すること。

(g) 安全保障理事会が命じたミッションの縮小後の関連する平和構築任務を取り入れるため国際

連合国別現地チームの上級指導者の能力を強化すること。

(h) 国内の利害関係者との政策提言を通したものを含めて、平和構築過程における女性と青年の参加を支援し、そして女性の組織と青年の組織を支援すること。

(i) 平和構築支援事務所を活性化すること。

31. 第 74 会期に国際連合平和構築の更なる包括的再検討を求める。

32. この問題に引き続き取り組むことを決定する。